

佐倉藩における武芸教育 序説

相 川 量 平(千葉工業大学)

1. 研究の目的と研究方法

徳川時代の千葉県において最大の地域を支配した佐倉藩における武芸教育が、どのように行われたかについて、歴代の藩主のもとに出された条令を中心に、その位置づけや役割について知ろうとするものである。参考資料として佐倉藩雑史、佐倉藩年寄日記、申命録(10代藩主堀田正俊…寛政11年(1811)～文政7年(1827)…)が藩主金井忠倫に命じて3代藩主正俊以来の施政を調査記録したものなどを集大成した篠丸頼彦氏による佐倉高校史や佐倉市史、その他印旛村史、千葉県史、日本学校史の研究、日本教育史資料他武芸教育に関する文献を用いた。

2. 佐倉藩の概要

徳川時代の千葉県における領地支配の特徴としては、幕府の膝元であるために譜代大名で占められていたが、内容的には城持5、陣屋10で、佐倉藩の11万石の他は、関宿藩の4万5千石を除いて1～2万石の小藩が大部分であった(慶応元年1865)。また安房、上総、下総の房総三国で約100万石のうち、大名領を除いた半分以上が幕府の直轄地としての天領や他大名の分領とか旗本の地行地などによって細分化して支配されていた。領地の大名は屢々転封されたが、佐倉藩も寛永17年(1642)堀田正盛が藩主となるまでに、慶長14年(1609)に土井勝利が藩主となって以来33年間に5家も替えている。^① 本研究の対象である堀田氏は、初代藩主正盛の後を継いだ2代正信が問題を起して城地を取上げられ、18年間で中絶しているが、これを前の堀田氏と呼び、復活した3代正俊以後は、上州安中、古河、山形、福島と転封され、79年後の延享3年(1746)7代正亮のときに再び佐倉に移封された。以後の明治4年(1871)廃藩置県に至る124年間を堀田氏が支配したが、これを後の堀田氏と呼んでいる。堀田氏の家系については初代藩主を正盛として歴代藩主を通算した。なお歴代の藩主は幕府との関連が深く、初代正盛は老中、3代正俊は老中、大老、5代正虎は大阪城代、7代正亮は大阪城代、老中、8代正順は大阪城代、京都所司代、11代正睦は大阪城代から幕末の外交問題の多難な時期の老中を2回も勤めるなど、歴代の藩主はそれぞれ幕閣における重要な役割を果たしている。

3. 佐倉藩における武芸教育

佐倉藩の武芸の盛衰は、それぞれの時代の社会的、財政的な条件に大きく影響されたが、藩主の武芸教育に対する姿勢によるところも大きい。したがってその変遷については歴代藩主の出された教令に見出すことができると考えられるので、教令を中心として考察をすすめたい。なお3代藩主堀田正俊より、寛政4年(1792)佐倉学問所一温故堂一が設立されるまでを前期とし、それ以後明治4年(1871)の廃藩置県に至るまでを後期とした。

(1) 前 期

佐倉藩の歴代の藩主は武芸より文学を好む傾向があったといわれているが、^② 武芸教育にも熱意を示しており、文武何れにも片寄った施策はみられない。佐倉藩の藩政の基本となるのは、上州安中に転封された3代藩主正俊によって寛文7年(1667)に示された御家三箇条である。これは藩運営

の諸規定であるが、そのうち武芸に関しては、^③「常々文道武芸を可心掛儀は侍たる上之第一也、畢竟人々心だてを嗜を以て肝要とすべし」とあり、さらに細目としての安中下知状には、「武芸之儀事新敷候といえども人々可有覚悟、若輩いたづらに日を送り候事不届被思召候事」と申し渡しているが、この家法としての条文が基本となって、以後の佐倉学問所が設立されるまでに文武教育に関する教令は9回出されている。その内で武芸についての主なものとしては、享保3年(1718)2月に4代藩主正虎によって示された条文である。

享保三年二月御書付^④

年若成面々武芸におこたり小唄三味線浄瑠璃等不可然候勿論酒色に溺戮成行跡等於有之は急度可被仰付候事。

と青年藩士の怠惰な生活に対してきびしく戒めているが、享保時代は元禄時代の影響を受け文治主義の下で大平無事な時代となっている。しかし幕府は財政的に窮乏の時代であり、徳川治政中で倭約令が最も多く出された時代でもある。このことは他の諸藩でも同様の状態で、凶作による農民の疲弊とともに士風は退廃し、武芸教育は極端に沈滞した時代でもある。このとき將軍吉宗によって各種の統制や財政の改革と武断政治による士風刷新が行われているが、所謂享保の改革である。佐倉藩でも頗る士風を刷新するために武芸の振興をはかり、怠惰な者には減給処分をするという強い態度を示しているが、その効果とともに問題もあったようで、2年後の享保5年(1720)2月に武芸師範に対して武芸流儀替について、また同年5月には他流批判禁止の具体的な教令が続けて出されている。^④

流儀替とは修業中の弟子が途中で他の流儀に変更することは宜しくない。特別の事情があれば止得ないが、師範は他流からの弟子入りを希望する者は、先師の許可を得た場合の他は許してはならないとしている。また同年5月指範に対して出された教令は、若者であるから十分配慮するように、また他流批判をしてはならないとしているが、この教令で効果が上った例として考えられるのは、中和流剣術師範安並利長より門人が多くなり、居宅では狭いので庇をつけて貰うよう藩に願出て許され、はじめて道場らしいものが出来たのが享保4年(1719)3月と記録^⑤されていることである。また翌年の享保5年4月に藩主正虎により城内で中和流剣術を御覧になっているが、武芸流儀替や他流批判禁止については流派間の軋轢もあったであろうが、「他流を悪口し己許を高慢す^⑥」というこの時代にみられた武士社会の風潮の一面をもっていたと考えられる。

次に7代藩主正亮、8代藩主正順により、武芸修業のため遊学を許すとか褒賞する、などの積極的な奨励策をとっているが、ここではその社会的背景を除いて条文^⑦だけをあげる。

元文4年(1739)6月(正亮代)

一、御家中之面々、常々文道武芸、無油断可被稽古候。御役儀相勤候面々は、御用手透に心掛け可被申候。

一、文学武芸為稽古、他行致候儀は御定之外、可被差出候間、其意趣、頭支配江申達、相願可被申候、吟味之上、可被仰付候。

天明元年(1781)10月(正順代)

諸稽古江罷出候御家中之若き面々当時相減候様、相聞得候。前々被仰出候故、諸稽古無油断、可被出精候。且又当時御役儀被仰付置候面々之内、芸術相励申度心掛之面々、武芸之儀は格別之儀に候間、御用向手透之節は罷出候様可致候。

寛政元年(1789)10月(正順代)

武術得免許候者は、是迄茂御褒美被下候処、武術之儀は、其身嗜には候得共、格別に心掛候処尤に思召候には、以来武術得免許候者は、席無差別、部屋住之者、譬次男たり共厚御褒美可被下候。尤輕き者江は御足米、又は御目録可被下置候。文略。

(2) 後 期

佐倉学問所、佐倉藩校としての佐倉学問所は寛政4年(1792)、8代藩主正順によって創設され、温故堂と称した。この頃すでに全国の諸藩で30以上の藩校が設立されていたが、千葉県でも各々同じ時期に佐貫藩の誠道館、久留里藩の三近塾などの藩校が開設されている。

全国的に藩校の設立が天明、寛政に多いのは、幕府が天明8年(1788)に昌平坂学問所を開設し、朱子学を正学として統一したことが大きく影響している。佐倉学問所での教育は、昌平坂学問所にならって、入学、修業、授業、行儀の四則を規定^⑧し、朱子学を中心として行われた。特色としては藩士だけではなく領民にも開放されたことであるが、どの位参加したかは不明である。なお武芸は学問所の制度には取入れられておらず、各種目別流派別の師範により師家道場で行われている。一般的に師家道場は師範の私宅を稽古所としており、藩の管理支配を受けていなかったが、佐倉藩では、師範は藩主の任命によるもので、藩士であるとともに家業としていた。また既に述べたように中和流師範が道場の増築で藩の援助を受けたことや、享保5年の藩主による師範人江の教令にみるように藩の監督を受けるとともに師家道場は、佐倉藩の武芸教育に大きな役割をもっていたと思われる。

学問所の不振と文武芸術之制、学問所-温故堂の教育も文化、文政の頃になると次第に不振となった。その理由としては教授以下指導者の多くが他に本務があり、兼務で行われていたことや、後半には良師を得られなかったこともあるが、最大の原因は藩財政の悪化に伴って藩士の生活の困窮による士風の退廃^⑨があげられる。この風潮は佐倉藩だけではなく、幕府及び他の諸藩でも同じように財政の悪化と士風の低下がみられた。幕府でも文武振興策がとられたが、旗本の関心は低く、文化、文政から天保にかけて最も低調であった。^⑩

文化8年(1811)10代藩主正愛によって示された教令は、「文学手跡武芸稽古之儀、前々被仰出候事には候得共、親々厚相心得、無油断致修業候様、可被申聞候。年輩之族、御役儀相勤候面々たり共、御用透之節、致修行候儀は心掛次第之事に候とあり、更に3年後の文化11年にも大身の者をはじめ各階層の者も学問所へ出て学問をするように督励の触書を出している。しかしその効果は余り上らず次第に学問所は衰微した。この状態のなかで文政8年(1828)に11代藩主となった正睦は、藩政改革のために人材を登用し、窮乏の藩士に救済処置をとるとともに衣、食、住から慶弔など諸会合の飲食から参加人員に至るまできびしく制限しているが、特に重視したのは文武振興による士風の刷新をはかるためで、天保4年(1833)に文武芸術の制を定め公示している。この条令は画期的なものであり藩政改革の核心となっているが、内容は下記のように3代藩主の示された家法をはじめ歴代藩主によって出された主な条令を示し、改革の中心となる文武振興のための諸規定を示したものである。

天保4年(1833)文武芸術之制^⑪

文武芸術之儀、御代々様被仰付置候箇条左之通

御家三箇条(既出略)寛文7年(1667)

安中下知状()

享保三年二月御書付(既出略)(1718)

文化八年十二月被仰出(#)(1810)

右之通面々被仰出有之上は、文武芸術之儀は厚く心掛、親兄弟も無油断世話可致筈之处、近年若輩之者文武芸術に怠り、酒色にふけり候族多く有之段被聞召不屈思召候。依之、向後武芸未熟之者家督跡式は、御代々様御定之通可被下置候得共知行之内歩合を以、増引可被仰付候事。但幼少引有内は増引無之候事。

一、文武芸術之内 文学 小学四書講義成就 礼節 嘉礼免許 算法 演段術迄成就

兵学 免許 武芸 一術免許 右之内一術成就いたし候はば増引御戻可被下候事。

(文略)

一、諸士以上之男子次三男に至迄八才に相成候はば最寄読書稽古所之差出、読書手跡礼節等修業可為致候。拾五才に相成候はば、学校え差出可申候。拾五才以下にても望之者は学校え差出候儀勝手次第。但八才に相成候に付最寄稽古所へ差出候段、支配頭大目付之可相違候。病身又は無抛差支等有之難差出候はば、是以同様可相違候。

一、武芸稽古之儀は拾五才以上何方之成共面々望之方え差出、修業可為致候。但右同断幼年より差出候儀は面々勝手次第。

以上のように、この条令の中心となるのは、従来より藩財政窮乏のため藩士の家禄は割引されていたが、家督相続の際、文武未熟の者は増引すなわち更に支給額を減らす。但し文武のうち何れか免許を得れば復旧させる。所謂一術免許の制ということである。また藩士の子弟は8才になると稽古所へ、15才以上は学問所(温故堂)で学ぶことと、武芸を修業することを強く指示している。この制度は、2年後の成徳書院発足に伴って義務制となり、欠席者は届出制であり、退学は許されないというきびしいものになっている。なお武芸を含めて他へ修業希望の者は、願の上許されるとしているが、この制度は、江戸藩邸及び遠隔の藩士の居住地にも施行されている。

この制度は天保4年(1833)11月に、藩主自ら独礼以上の者を城内に集めて申渡したにも拘らず、不参加者があるなど徹底しなかった面もあったようで、更に翌年の天保5年(1834)11月に再度督励¹²の触を出し、不参の者に対しては頭支配や大目付によって取調べるなど、文武振興の強化に努力しているが、この態勢は次の成徳書院の開設に結びついている。

成徳書院、文武芸術之制が公示されてから3年後の天保7年(1836)10月に学問所は拡大整備され再発足した。

成徳書院 文武芸術之制が公示されてから3年後の天保7年(1836)10月に、佐倉学問所は従来の儒教中心の小規模な学問所から、儒学の他に医学所、六芸所、演武場として兵学所、弓術所、馬術所、術所、柔術所、砲術所、水術所を含む総合的な藩校として成徳書院と称して開設された。成徳書院の開設に当っては、藩財政の困窮したなかでの教育施設の建設や充実、管理運営組織の整備と指導体制の確立は、文武振興の上で画期的な事業であったといえるし、熱意の強さを示したものとえよう。

演武場と武芸教育、武芸教育の場としての演武場は、成徳書院外附属として、成徳書院が発足してから3年後の天保10年(1839)に管理運営の組織や規定がつくられ、建物が完成したのは翌年の天保11年10月となっている。¹³ また演武場における武芸修業の目的や留意事項として次のように演武場条目¹⁴が示されている。

演武場条目

一、今度演武場御取建成徳書院之附属に被仰付候上は、修業之輩身を修るを以本とし、忠孝は不及申礼遜を崇び、信義を重じ、厚く其業を学ぶの志肝要なり。抑武芸は心身を訓練する業にて上達に随い、心正しく身を修るの道に候条、師弟共文武一源の旨趣を会得すべき事付、儉素を勤め、奢侈を禁じ、風義を厚ふべき事。

一、自己の流義申立他流之批判いたし候儀は兼々御制禁に有之、此度諸道場一ヶ所相集候故弥互に相慎可申事附、他流之仕合並に党類を結び候儀堅御制禁之事。

演武場で行われた武芸は、従来から藩で行われた武術として、次の種目別の流派があげられる。

兵学所 甲州流、北条流、宇佐見流、長沼流

弓術所 日置流

馬術所 大坪流、八条流

刀術所 無停帯心流、中和流、浅間一伝流、立身流、今川流

槍術所 誠心流、鏡智流、佐分利流、宝蔵院流

砲術所 武術流、高島流

水術所 向井流

柔術所 心明殺活流、荒木流

以上の種目別各流派の佐倉藩との結びつきについては、篠丸頼彦氏による校史や佐倉市史に詳しく述べられており、紙数の関係上省略するが、各流派の指導組織は、成徳書院職掌記の演武場についての細目¹⁵に、各流派に師範と執事が1名づつと示されている。また師範については、「武術各業一家を立つる者は師範なり。其職に応ものなければ、欠業一家をなすにあらずとも子弟之業を授け、師に代て業を授る者皆員長と唱べし。以下略」但し員長は免許之者となっているが、師範は家業として父子相伝であり、師範が藩の役職上の勤務多忙とか、病氣や子が幼いときは、高弟が代理となっている。次に演武場の規模については、篠丸頼彦氏の作製した成徳書院敷地の図¹⁶によると、位置は成徳書院の隣で、演武場は435坪と300坪の道を隔てた2ヶ所の敷地が示されているが、建物の大きさや各種目別道場の分類は不明である。また道場の使用法や稽古時間、参加数などについても不明であるが、職掌記追加に「右授業は、是迄其家に仕来之通といえども猶差支無之様申合すべし」と示されているので情報交換は密になったであろうし、施設の利用については、他藩でも各種目別流派別に日割や午前、午後などの時間差により稽古時間を決めているとことが多いので、それぞれの流派で話し合いによって決めたと思われる。

次に武芸振興策として試業と才能撰挙の制¹⁷がある。試業は試験であり各種目別流派別に、それぞれ年1度行われた。才能撰挙の制は人材登用のためであり、師範や員長により、門弟のうち行状や才能の勝れている者を、奉行に推薦する制度である。試業については、天保15年(1844)の記録¹⁸によると、武芸奨励の為に御試として、弓、槍、刀、柔の各流派の試業に藩主自らが10回立合っている。このような藩主の熱意により文武芸術の制度が徹底した為か、武芸奨励の成果が上がったようで、それを示すものとして弘化2年(1845)、文武芸術掛より、武芸諸道場の担当者に対して示された次のような書付¹⁹にあらわれている。

兼々文武御世話厚被仰出毎々諸名簿御覧、修業之様子も略御承知は被遊候得共、去夏御帰城已後追々御見聞之所、思召之外一統上達之事とも御満足之旨御沙汰有之、於拙者共恐入難有儀御座候。右様

蒙御賞詞候上は猶又今一際精出し候様可被心掛候。武芸道場の儀も行儀第一之事に候所中には道場の取締寛かなるも有之、又は芸術は長し候ても不行儀等之事相聞え候も有之候。一体武行御世話厚く有之候も、第一は其身之備御家之備、且一術に長じ候得ば其身も修り、自然風俗も質朴に被成度之御趣意に候処、不行儀がさつ等の者有之候ては甚御趣意にも相背候次第、前文之通蒙御賞詞候ても此上万一不慎怠惰等之事入御耳候ては、師範は不及申其芸道之瑕疵にも相成恐入候儀付、修業出精は勿論何事によらず不作法がましき儀無之様可被心掛候。若心得違之者も有之候はば、師範員長執事達芸者より精々致教諭、再三之上にも不取用ものは学問所目付え可被申達候。

以上のように武芸は振興され軌道に乗ったが、その後の武芸教育に大きな変化をもたらしたのは、従来禁じられていた他流試合が行われるようになったことと、洋式兵法を取入れるようになったことである。他流試合は既に享保5年(1720)の教令や天保12年(1841)の演武場条目に示されたように、従来から他流批判とともに禁止されていたが、嘉永3年(1850)に江戸から来た剣士との内々の立合で、²⁰ 技能差が大きいことが分り、これを契機として他流試合が盛んに行われるようになり、実力者に指導を受けるようになった。このことは剣術のほか柔術や槍術にも及び、多数の各流派の武芸者が佐倉藩を訪れている²¹が、結局は武術が従来の秘密主義的、型式的なものから実用性のものへと変化したことである。また安政以後、洋式の砲術や操練、兵制改革が行われるに伴い、従来の武芸は大きな影響を受けることになったが、これは佐倉藩だけではなく他の諸藩でも同様の傾向を示している。

安政以後の武芸、佐倉藩では文政6年(1823)外国船渡来により、幕命で房総海岸の警備を行っていたが、弘化3年(1846)頃には更に沿岸警備は強化され、嘉永6年(1853)のペリー来航以来、藩の軍事体制の見直しが必然的となり、兵制の改革が検討されて、安政2年(1855)には西洋流の兵法を主体とした歩、騎、砲の三兵制が布告された。これに伴って演武場での刀槍道場については、従来は流派によって別であったが、諸流派が合併して一ヶ所で行うようになった。弓術は新体制から除かれ、弓術所は廃止となったが、各師範に対しては、時勢のため已むを得ないことであるから了解して欲しい旨の趣意を伝えている。

この頃になると学問所での儒学の講義に参加する者が減ってきているが、演武場における武術稽古への出席も悪くなっているようで、嘉永末から武芸振興の触書が度々出されている。そのうち文久元年(1861)の督励²²によると、刀槍柔、西洋砲術教場の諸生は、1ヶ月に10回出席し、毎回凡そ7回の稽古をするように、また欠席者については指導責任者が調べて学問所目付に報告するよう命じ、怠惰は許されないとしている。しかし文久、元治の頃となると横浜や水戸辺、北総方面への出兵することなどもあって、稽古から遠ざかる傾向があった為か、文久3年(1863)にも武士の心構えや稽古の必要性を説いた触書を出すなど、武芸振興への努力は続けられた。

明治維新後の武芸、明治維新後の明治2年(1869)に、版籍奉還とともに成徳書院は改組され、成徳館と改称された。成徳館は閉鎖されるまでの2年間の短期間の存続ではあったが、制度や内容は大きく改正された。演武場は軍事管轄下に置かれたが、成徳館の教育組織に含まれた。演武場の武芸教育の上で改正された点は、演武場教師の公選による任命、免許目録の制を止める、刀術、柔術の流名を廃し単に刀術、柔術とする。既に弓術が廃されたが今回は槍術を廃する。などの諸点である。

この成徳館も明治4年(1871)7月の廃藩置県により閉鎖されたが、寛政4年(1791)開設されてから閉鎖されるまで81年間続いた佐倉学問所は、明治6年(1873)から私立小中学校

として県立佐倉中学に移管されるまで、地域教育の中心的存在となった。

ま と め

佐倉藩における武芸の盛衰は、それぞれの時代の藩財政や社会的条件に大きく影響されたが、後の堀田氏といわれる7代までの藩主の度重なる移封や、天災による凶作は藩財政の悪化となり、しばしば士風の低下となってあらわれた。したがって藩政改革の手段として、きびしい俵約令とともに武芸振興による士風刷新が行われるのが常であった。その中で、画期的なものとしては、天保の改革といわれた藩制改革で、その核心となるのは一術免許とする文武奨励策であり、教育施設として天保7年(1936)に開設された成徳書院、並に天保10年に建てられた演武場などの整備充実したことである。したがって従来師家道場で行われた武芸は、演武場において計画的統一に行われるようになった。しかし幕末期の対外問題が大きくなると軍事体制が強化され、銃砲を中心とした兵制改革が行われるとともに、弓術が廃止になるなど武芸も変化があらわれるようになった。今回は佐倉藩の武芸教育、歴史的な推移について、藩主の教令を中心に概括したが、佐倉藩の武芸の特質や諸藩との比較などについて、更に検討を続けたい。

引用文献

- 1) 千葉県 千葉県史 P. 104 昭37
- 2) 佐倉市史編さん委員会 佐倉市史巻二 佐倉市 P. 844 昭48
- 3) 文部省 日本教育史資料 臨川書店 P. 253 昭44
- 4) 前掲 佐倉市史 P. 845
- 5) 同上 " PP. 1032、1033
- 6) 今村嘉雄 十九世紀に於ける日本体育の研究 不味堂書店 P. 176 昭42
- 7) 前掲 佐倉市史 P. 845
- 8) 同上 同上 P. 855
- 9) 同上 同上 PP. 865、866
- 10) 前掲 十九世紀に於ける日本体育の研究 P. 554
- 11) 前掲 日本教育史資料 P. 253
- 12) 篠丸頼彦編 校史 千葉県立佐倉高等学校 P. 27、28 昭35
- 13) 同上 " P. 31
- 14) 前掲 日本教育史資料 P. 261
- 15) 同上 " P. 278
- 16) 前掲 佐倉市史 P. 882
- 17) 同上 " P. 912
- 18) 同上 " P. 914
- 19) 前掲 日本教育史資料 PP. 265、266
- 20) 富永堅吾 剣道五百年史 百泉書房 P. 304 昭47
- 21) 前掲 佐倉市史 PP. 1475、1494
- 22) 同上 " P. 990、991
- 23) 同上 " P. 925
- 24) 同上 " P. 1450

参考文献

1. 千葉県教育会 千葉県教育史巻一 青史社 1979
2. 千葉県教育百年編さん委員会 千葉県教育百年史 県教委 昭48
3. 千葉県 千葉県史 明治編 千葉県 昭37
4. 川村優他 佐倉藩年寄部屋日記(一) 千葉県 昭57
5. 佐倉市史編さん委員会 佐倉市史(一) 佐倉市 昭46
6. 印旛村教委村史編さん委 印旛村史 近世編資料集1 印旛村 昭57
7. 石川 謙 日本学校史の研究 小学館 昭35
8. 岩波講座 日本の歴史 近世23 岩波書店 1976
9. 井上 清 日本の歴史(中) 岩波書店 1965
10. 東京大学史料編纂所 読史備考 講談社 昭41
11. 工藤英二 秋田藩校における武芸教育 22巻3号 昭53
12. 下川 潮 剣道の発達 大日本武徳会 大14
13. 山田次朗吉 日本剣道史 再建社 昭35

(1983.3.5受付)